

○ふじみ野市公共基準点管理保全要綱

平成 28 年 8 月 17 日

告示第 213 号

ふじみ野市公共基準点管理保全要綱（平成 19 年ふじみ野市告示第 86 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）の規定に基づき、市が道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する認定道路上に設置した公共基準点（以下「公共基準点」という。）の維持管理及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「公共基準点」とは、市が設置し、管理保全（復旧測量を含む。）する 1 級基準点、2 級基準点、3 級基準点及び 4 級基準点（相当精度の基準点を含む。）であり、かつ、永久標識（金属鈺、標柱石、市鈺等をいう。）及び測量成果をいう。

（使用）

第 3 条 公共基準点を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第 1 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請が適正なものであると認めるときは、公共基準点使用承認書（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

3 公共基準点を使用した者は、速やかにその結果について公共基準点使用報告書（様式第 3 号）により市長に報告しなければならない。

4 公共基準点の使用について必要な条件は、市長が別に定める。

（工事施行の届出）

第 4 条 公共基準点の付近で、次に掲げる公共基準点の効用に支障を来すおそれのある工事等を施行する場合、その工事等を施行する者（以下「工事施行者」という。）は、あらかじめ工事施行届出書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(1) 公共基準点から水平方向に対して 1 メートル以内で行う工事

(2) 公共基準点から水平方向に対して 10 メートル以内で行う工事であり、かつ、車両及び重機等を使用するもの

(3) 公共基準点から水平方向に対し、掘削底面又は土留めの先端が下方 45 度の線にかかる掘削、くい打ち又はくい抜きの工事

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、公共基準点の効用に支障を来すおそれのある工事等であると市長が認めるもの

2 市長は、前項に規定する届出があった場合において、公共基準点を保全する必要があると認めるときは、工事施行者に対し、適切な措置を指示することが

できる。

（効用の確認）

第5条 工事施行者は、前条第1項各号に掲げる工事が完了したときは、公共基準点の効用に支障がないことの確認をするため、公共基準点の観測を行い、その結果について工事完了日から起算して15日以内に公共基準点確認報告書（様式第5号）により、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による確認は、当該工事の着手前と完了後との測量結果を対比することにより行わなければならない。この場合において、測量の方法及び精度並びに合否の判定は、市長が別に定める方法によらなければならない。

（一時撤去又は移転）

第6条 工事施行者は、第4条第1項各号に掲げる工事等により公共基準点を一時撤去し、又は移転するときは、あらかじめ公共基準点一時撤去・移転承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請が適正なものであると認めるときは、公共基準点一時撤去・移転承認書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。この場合において、市長は、当該工事の施行に関し公共基準点を保全するために必要な条件を付すことができる。

3 工事施行者は、公共基準点の一時撤去による原状回復及び移転が完了したときは、完了日から起算して15日以内に公共基準点工事完了報告書（様式第8号）により、市長に報告しなければならない。

4 第1項に規定する場合を除き、公共基準点の設置されている土地の所有者又は占有者は、公共基準点を一時撤去又は移転する必要があるときは、あらかじめ公共基準点一時撤去・移転協議書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

5 前項の協議書が提出された場合、市長は、回答書（様式第10号）により当該土地の所有者又は占有者に回答するものとする。

（原状回復等）

第7条 工事施行者は、公共基準点を一時撤去し、又はその効用に支障を来したときは、現状に回復させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、原状回復が困難であるときは、市長と協議の上、その構造又は位置について変更することができるものとする。

3 工事施行者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失又はき損したときは、前2項の規定を適用する。

（一時撤去、移転及び原状回復等の施行者）

第8条 前3条に規定する効用の確認、一時撤去又は移転及び原状回復等は、測量士、測量士補又は土地家屋調査士の資格を有し、かつ、基準点測量作業の実務経験を有する者に観測及び施行をさせなければならない。

（費用負担）

第9条 第4条から第7条までの規定における工事施工の届出、効用の確認、一時撤去又は移転及び原状回復等に要する費用は、工事施行者（第6条第4項の場合にあっては、土地の所有者又は占有者）が負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、その費用について全部又は一部を免除することができる。

（市が所管する工事及び土地への準用）

第10条 市が所管する工事で公共基準点の効用に支障を来すおそれのあるものについては、第4条、第5条、第6条第4項及び第5項、第7条並びに第8条の規定を準用する。この場合において、第4条第1項中「工事等を施行する者（以下「工事施行者」という。）」とあるのは「担当課長」と、同条、第5条第1項、第6条第4項及び第5項並びに第7条第2項中「市長」とあるのは「道路課長」と、第6条第4項中「公共基準点の設置されている土地の所有者又は占有者は、」とあるのは「工事施行者は、市が所管する工事により」と読み替えるものとする。

2 市の所有又は占有に係る土地で公共基準点が設置されているものについては、第6条第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、同条第4項中「土地の所有者又は占有者」とあるのは「土地の所有又は占有について所管する担当課長」と、同条第4項及び第5項中「市長」とあるのは「道路課長」と読み替えるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。